

市税

市税の内容

●市民税

担当：課税課市民税グループ ☎870-0418

毎年1月1日現在、市内に住んでいる人や、市内に事務所・事業所などのある個人に課されます。

【申告と納期】

・普通徴収
前年中に所得のあった人は、3月15日までに申告してください。

税額を決定し、納税通知書をお送りします。

納期は6月・8月・10月・翌年1月の4回です。

・特別徴収

給与所得者は、給与などを支払う会社が毎月、給与から差し引いて1年分の税金を6月から翌年の5月まで、12回に分けて納めるようになっています。

・申告の必要が無い人

前年中に所得の無かった人、所得税の確定申告をした人、給与所得だけの人(勤務先から給与支払報告書が提出されない人は除く)。

●固定資産税・都市計画税

担当：課税課資産税賦課グループ ☎870-0419

固定資産税は毎年1月1日現在に、固定資産(土地、家屋および償却資産)を所有している人に、都市計画税は固定資産税の課税対象のうち都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地または家屋を所有している人に課されます。

納期は5月・7月・9月・12月の年4回です。

【土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

対象は、固定資産税(土地・家屋)の納税者。

縦覧期間は、4月1日～5月31日(最初の納期限)です。

【償却資産の申告】

毎年1月1日現在で所有している事業用の機械や備品などについては、取得価格など必要な事項を1月31日までに申告してください。

●軽自動車税

担当：課税課税制グループ ☎870-9646

毎年4月1日現在、市内で軽自動車(二輪125cc超～250cc、三輪、四輪)、原動機付自転車(125cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超)、小型特殊自動車を所有している人に課されます。

なお、4月2日以降に廃車または譲渡してもその年度分の納税義務を負うこととなります。納期は5月です。

【こんな場合はすぐに届け出を】

原動機付自転車などを購入したり、他人に譲渡したり、また、住所変更があった場合には、すぐに届け出をしてください。

●その他の市税

市たばこ税、入湯税、法人市民税があります。

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の手続き

事 項	必要なもの
登録	<ul style="list-style-type: none"> 販売証明書、申告済証、廃車証明書のいずれかの1点 印鑑 ※大東市に住民登録の無い人は、運転免許証と消印のある郵便物などが必要
廃車(スクラップなど)市外への転出	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 標識(ナンバープレート) 販売証明書または申告済証
市内での名義変更	<ul style="list-style-type: none"> (譲渡人) 印鑑 販売証明書または申告済証 標識(ナンバープレート。同じ標識番号で乗るときは不要) (譲受人) 印鑑 ※大東市に住民登録の無い人は、運転免許証と消印のある郵便物などが必要 ※紛失などにより、標識・販売証明書などが無い場合には、課税課税制グループ ☎870-9646までお問い合わせください。

市税に関する証明

担当：課税課、納税課

【申請に必要なもの】

本人確認できるもの(自動車運転免許証など)。

なお、代理人の場合は、本人から委任を受けたことを証明する書類(委任状・代理人選任届など)および代理人自身の本人確認できるもの(自動車運転免許証など)。

証明の手数料など

証明の種類	手数料
納税証明書	1件につき300円(※)
市・府民税証明書(所得証明・非課税証明)	1件につき300円

固定資産課税台帳記載事項証明書(評価証明・公課証明)	土地1筆につき300円(※)
住宅用家屋証明書	家屋1棟につき300円(※)
法人営業届出済証明書	1件につき300円

※ただし、継続検査用の軽自動車税納税証明書は無料、固定資産課税台帳記載事項証明書は1筆、1棟増すごとに100円を加算します

市税の納税

担当：納税課 管理グループ ☎870-0422

●納税方法

次の2つの方法があります。

・納付場所に直接納付

・口座振替(自動払込)納付

納付場所(平成21年4月1日現在)

大東市役所内金融機関派出所、下記金融機関の本支店

納付場所	
銀行	りそな・三菱東京UFJ・近畿大阪・泉州・紀陽・池田・南都・住友信託・みなと・三井住友・みずほ・関西アーバン・京都
信用金庫	枚方・大阪市・大阪厚生・大阪・大阪東・大阪商工・摂津水都・尼崎
信用組合	成協・のぞみ・大同・近畿産業
労働金庫	近畿
農協	大阪東部(南郷・住道・四條・田原・四條畷各支店および本店)
郵便局	大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県に所在する郵便局

※軽自動車税のみコンビニエンスストアで納付できます(平成22年度より、固定資産税・都市計画税、市・府民税もコンビニエンスストアで納付できます)

生涯学習センター「アクロス」でも次の証明書の発行を行っています。

・市・府民税(所得・課税)証明書

・継続検査用軽自動車税に係る納税証明書および納税証明書(個人市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)の交付

【窓口】 平 日：午前9時～午後5時30分

【預かり】 平 日：午後5時30分～8時

平日以外：午前9時～午後8時

・市・府民税(所得・課税)証明書の発行

担当：課税課 市民税グループ ☎870-0418

・納税証明書の発行の際には、事前に納付状況などをお問い合わせください。

担当：納税課 管理グループ ☎870-0422

●納付は便利な口座振替(自動払込)で

便利な口座振替(自動払込)の制度があります。

納期日になると、あなたの預(貯)金口座から自動的に納税されますので、納め忘れや納期ごとに納める手間が省けます。

【口座振替納付の手続き】

預(貯)金通帳と通帳印をご持参のうえ、お近くの金融機関および郵便局(全国)で手続きをしてください。

納期限

	1期	2期	3期	4期
軽自動車税	5月末日	—	—	—
固定資産税 都市計画税	5月末日	7月末日	9月末日	12月25日
市・府民税	6月末日	8月末日	10月末日	翌年1月末日